平成２１年（フ）第８４２号
栃木県鹿沼市茂呂211番地１　スターハイツ３―201号
債務者　高木　美穂
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８４６号
栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢148番地２
債務者　加藤　理絵
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８４７号
栃木県鹿沼市日吉町644番地　県営日吉住宅２号棟31号室
債務者　田村　典尚
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８４８号
栃木県宇都宮市江曽島町1425番地１　レジデンス江曽島203号、前住所栃木県宇都宮市駒生町1284番地４
債務者　星　　良子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８５２号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町39番地３　ベルハウスＢ棟103号、前住所栃木県宇都宮市御幸ケ原町96番地13
債務者　新部　芳和
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２１１８号
京都市伏見区石田森南町34番地　住宅公団醍醐石田団地18―505
債務者　安達　智彦
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６５４号
岡山市南区海岸通２丁目１番８－２号
債務者　西川　治子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６８号
岡山市北区撫川1030番地２　コートダジュールＡ―101、前住所岡山県真庭市多田47番地１　ウイング21泉２―203号
債務者　岩佐　　薫
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６９号
岡山市北区撫川1030番地２　コートダジュールＡ―101、前住所岡山県真庭市多田47番地１　ウイング21泉２―203号
債務者　岩佐　由加（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７４号
岡山市北区津島西坂１丁目３番２―104号
債務者　大杉　智美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２９号
香川県仲多度郡まんのう町追上531番地２
債務者　小笠原由香
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午前10時15分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第３３２０号
横浜市南区日枝町３丁目74番地　こんにゃく会館303号
債務者　東村　良治
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３８４号
横浜市港南区港南台２丁目１番３―307号
債務者　宮戸　絹代（旧姓市井）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４０６号
横浜市神奈川区青木町６番地24　田辺マンション201号
債務者　當眞亜矢子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４４号
広島県福山市坪生町１丁目45番19―２号
債務者　寺島百合子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係